

古河市男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条 第8条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第9条 第15条）

第3章 男女共同参画推進会議（第16条・第17条）

第4章 雑則（第18条）

附則

日本国憲法には、個人の尊重と法の下での平等がうたわれています。

私たちのまち古河市は、万葉の歴史と文化を持ち、豊かな自然に恵まれ、活力ある県西地域の中心的都市として「風格と希望に満ちた“いきいき古河”」を将来都市像と定め、まちづくりを推進しています。

“いきいき古河”を実現するためには、性別による役割分担意識やそれに基づく社会的慣行を改め、男女が互いの人権を尊重し、責任を分かち合い、個性と能力を十分発揮することのできる男女共同参画社会を形成することが重要です。

古河市は、男女が自らの意思と責任により、あらゆる分野における活動に参画する社会の実現を目指し、市、市民及び事業者が一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を定めます。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画社会の実現に必要な基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うことをいう。

- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するために必要な範囲内において男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内において、住み、働き、学び、又は活動する個人及び団体をいう。
- (4) 事業者 個人又は法人にかかわらず、市内において事業を行うすべての者をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方を不快にさせ、その者の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として、推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての人権が尊重され、性別にとらわれることなく、個性と能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 男女が性別による固定的な役割分担を助長するような制度及び慣行を見直し、自らの意思で多様な生き方を選択できること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における政策又は方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が相互に協力し、子供の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と学校、職場その他の地域活動とを両立できること。
- (5) 男女共同参画の推進が、国際社会における取組みと密接な関係を有していることから、国際的協調の下に行われること。

(性の尊重及び生涯にわたる健康への配慮)

第4条 男女共同参画の推進は、男女の対等な関係の下に、互いの性を尊重するとともに妊娠、出産等に関し、自らの決定が尊重されること及び生涯にわたる心身の健康に配慮されなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「参画推進施策」という。)を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、参画推進施策の実施に当たっては、市民、事業者、国及び公共団

体と連携して取り組むものとする。

(市民の責務)

第6条 市民は、男女共同参画に理解を深め、家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会を実現するため、自立する意欲を持って、積極的かつ主体的に取り組むよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する参画推進施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、男女共同参画に理解を深め、事業を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画社会を実現するため、積極的に取り組むよう努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する参画推進施策に協力するよう努めるものとする。

3 事業者は、男女が職場と家庭や地域活動等を両立できる環境の整備に努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も性別による差別的取扱い及びセクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

2 何人も配偶者等を含むすべての男女間において、身体的又は精神的な苦痛を与えるような暴力的行為を行ってはならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第9条 市は、総合的かつ計画的に男女共同参画社会の形成の推進を図るため、男女共同参画推進に関する基本的な計画(以下「計画」という。)を策定しなければならない。

2 市長は、計画が策定され、又は変更されたときは、これを公表しなければならない。

(実施状況の公表)

第10条 市長は、参画推進施策の実施状況を明らかにする年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(調査及び研究)

第11条 市は、参画推進施策の策定等に必要な調査及び研究を行うものとする。

(市民及び事業者に対する支援)

第12条 市は、市民及び事業者が男女共同参画社会の形成の推進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画週間)

第13条 市は、男女共同参画の推進について、市民及び事業者の関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動を積極的に行うため、男女共同参画週間を設けるものとする。

(苦情等の処理)

第14条 市民及び事業者は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる事項についての苦情その他の意見について、市に申し出ることができる。

2 市は、前項の規定による申出を適切かつ迅速に処理するために必要な体制を整備するものとする。

(市における積極的改善措置)

第15条 市長は、審議会等の委員を委嘱し、又は任命する場合にあっては、積極的改善措置を講ずることにより、男女の均衡を図るよう努めるものとする。

第3章 男女共同参画推進会議

(設置)

第16条 男女共同参画の推進を円滑に図るため、古河市男女共同参画推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

2 推進会議の任務は、次に掲げるものとする。

(1) 計画の推進状況の点検及び評価に関すること。

(2) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項について調査審議し、その結果を市長に答申すること。

(3) 前号に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関する事項について、調査審議し、市長に意見を述べること。

3 前項に定めるもののほか、推進会議は、市と協働して参画推進施策を実施するものとする。

(組織等)

第17条 推進会議は、市長が委嘱する15人以内の委員で組織する。この場合において、市長は、男女のいずれか一方の委員の数が委員の総数の10分の4を下回らないようにしなければならない。

2 推進会議の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 雑則

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている男女共同参画プランは、第9条第1項の規定により策定された計画とみなす。